

○令和2年度における栗東市自治会長職の報酬相当額の取り扱いについて

1. 経 過

今日まで本市の自治会長職については、栗東市嘱託員設置規則に基づき、非常勤の特別職(嘱託職員)として各自治会からの報告に基づき市から委嘱を行うとともに、その役務の対価として自治会長報酬の支払いを行ってきました。しかし、令和2年4月施行の地方公務員法の改正により、非常勤の特別職(嘱託職員)の任用根拠の規定が見直され、当該特別職は「顧問や調査員等の専門的な知識、経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う者」に限定されることになり、これまでの自治会長職は、非常勤特別職として任用することができなくなります。

このことにより、令和元年度第3回栗東市自治連合会役員会、並びに臨時役員会でお認めいただいた委託契約方式による「行政事務委託料」としてお支払いさせていただくものとして、これまでの自治会長報酬の支払方式を以下のとおりに変更します。

2. 自治会長報酬(相当額)の取り扱いの変更について

○令和2年度

現行の自治会長に対する自治会長報酬(相当額)を「行政事務委託料」とし、その支払いのための委託契約として、栗東市自治連合会と市との間で契約書を締結する方式に変更します。

4月に自治会長は、栗東市自治連合会に対して当該委託契約にかかる手続きの委任を行います。栗東市自治連合会は、自治会長からの委任に基づき、市と行政事務委託契約を締結します。

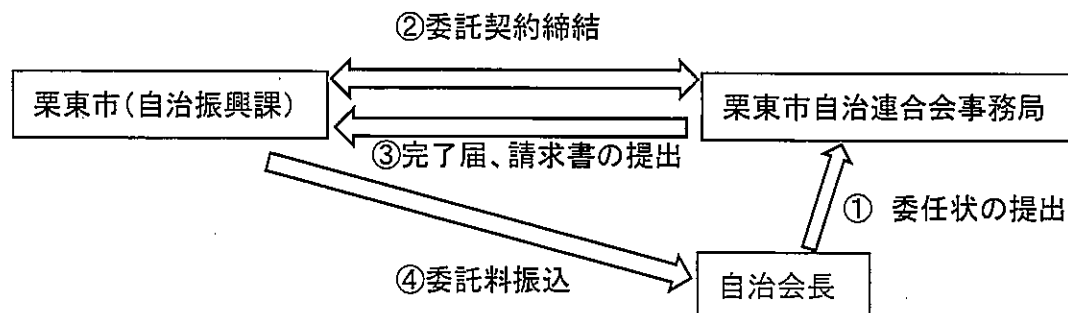
その後、四半期ごとに、栗東市自治連合会から市に対して委託業務の完了報告及び支払い請求を行います。令和2年度においては制度の暫定移行期間として、各自治会長口座へ、行政事務委託料のお支払いをします。

- ①住民、自治会等を対象とした行政に関する各種の調査報告等事務
- ②各種行政事務にかかる協力及び自治会内への行政物品の配布及び募金等協力事務
- ③災害時などの緊急時での救助活動などへの協力

■行政事務委託料(案)【令和2年度】

① 行政事務委託料(今後、他市例等を踏まえて精査)

自治会均等割り	1自治会につき	5,000円/月(現行どおり)
世帯均等割り	1世帯につき	60円/月(現行どおり)



○令和3年度以降

令和3年度以降の手法については、自治連合会役員会との協議により実施します。

3. その他

①委嘱状の交付

各年度当初の全体自治会長会議で、従来通り各自治会長に対して委嘱状を交付します。

②個人情報の取り扱い

自治会長への名簿の提供については、今回の委託契約に明文化して、敬老会事業などの公益が認められる目的に限定して、閲覧・提供することができます。

重症心身障がい者通所施設「かなえ」の開所について

1 「かなえ」の事業の概要

(1) 施設整備事業者：社会福祉法人びわこ学園

(2) 事業内容

湖南福祉圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）の広域による

4市の重症心身障害者通所施設整備・運営事業

社会福祉法人びわこ学園に4市で整備・運営補助を実施（幹事市：草津市）

※「重症心身障害者通所施設 たいよう」（平成24年度開所。守山市石田町地先）
に続く4市の重症心身障害者通所施設整備・運営事業

2 建設場所等

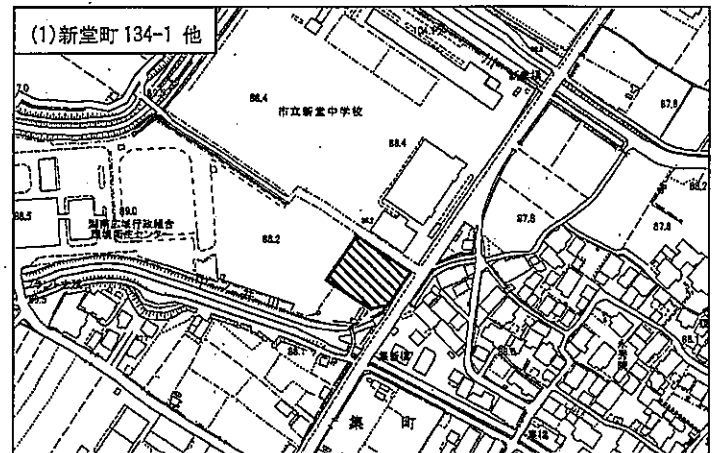
草津市新堂町字奥井134番1、136番4

施設名「重症心身障害者通所施設かなえ」

面積（敷地）1,816㎡

（延床）1,500㎡

定員 45人



3 利用対象者

草津市、栗東市在住の重症心身障害者

※開所初年度の利用者数23人（草津市10人、栗東市13人）

4 施設開所日程

- | | |
|-------------|--------------------|
| R1.12.17(火) | 保護者説明会 |
| R2.3.6(金) | 養護学校卒業式(栗東市3人) |
| R2.3.9(月) | 新卒者たいよう通所開始(栗東市3人) |
| R2.4.16(木) | たいよう休所(引っ越し) |
| R2.4.17(金) | たいよう休所(引っ越し) |
| R2.4.18(土) | かなえ 竣工式・内覧会(時間未定) |
| R2.4.20(月) | かなえ開所 |

令和2年4月からの地域子育て支援センター及び児童館の開館について

開館日および開館時間

《令和2年3月31日まで》

施設名	開館時間	開館日					
		月	火	水	木	金	土
地域子育て包括支援センター（大宝東）	9：00～17：00	○	○	○	○	○	△
地域子育て支援センター治田東	10：30～17：00 土曜日は9時開館	△	○	○	△	○	○
地域子育て支援センター金勝	10：30～17：00	△	○	△	○	○	△
葉山児童館		△	○	○	△	○	△
葉山東児童館		△	○	△	○	○	△
治田児童館		△	○	△	○	○	△
治田西児童館		△	○	○	△	○	△
大宝児童館		△	○	○	△	○	△
大宝西児童館		△	○	△	○	○	△



《令和2年4月1日から》

施設名	開館時間	開館日					
		月	火	水	木	金	土
地域子育て包括支援センター（大宝東）	9：00～17：00	○	○	○	○	○	○
地域子育て支援センター治田東	10：30～17：00 土曜日は9時開館	○	○	○	○	○	○
地域子育て支援センター金勝	10：30～17：00	△	○	○	○	○	△
葉山児童館		△	○	○	△	○	△
葉山東児童館		△	○	△	○	○	△
治田児童館		△	○	△	○	○	△
治田西児童館		△	○	○	△	○	△
大宝児童館		△	○	○	△	○	△
大宝西児童館		△	○	△	○	○	△

※地域子育て支援センター業務を唯一、委託により行っていた社会福祉法人友愛からの申し出により、治田西カナリヤ第三保育園内の業務は令和元年度末をもって終了します。

林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

1. 案件の概要

【経過】

平成 25 年 9 月の台風 18 号の災害により、平成 26 年 10 月に市発注の心行路林道災害復旧工事で使用した土壌改良剤（セメント系固化材）1 トン分の溶出成分が端ヶ谷川に流出し、下流の養鯉場の錦鯉が大量死したとして、平成 29 年 10 月 28 日付けで、KOIX Japan(株)から総務省の公害等調整委員会に公害紛争処理法に基づく原因裁定申請がなされました。

同年 11 月 14 日付けで同委員会から、これを『公調委平成 29 年(ケ)第 5 号栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件』として受け付けたことの通知を受け、顧問弁護士を代理人として対応をしておりました。

【結果】

平成 29 年 11 月 26 日から申請人 (KOIXJapan)、被申請人 (栗東市) として、主張書面や証拠説明書等を申請人から 11 回、被申請人から 6 回、公害等調整委員会へ提出し、審議が行われ、令和 2 年 1 月 29 日付けにて『公調委平成 29 年(ケ)第 5 号栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件』の裁定結果の通知を受けました。

この裁定の小括では、平成 27 年 2 月に生じた鯉の大量死の原因が、本件養鯉場にアルカリ成分を含む水が流れ込んだために高アルカリの水にさらされたこと、または、PH不適當状態で飼育されたことにあるとは認められない。また、懸濁物質による水質汚濁によるとも認められないとされ、申請人の主張する本件工事と本件養鯉場における鯉の大量死の因果関係を認めることはできない。とされ、棄却と結論づけられたものです。

位置图

工事箇所



1:2500